

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 条 例

- 北九州市独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例【総務局行政経営部行政経営課】 1 1
- 北九州市職員定数条例の一部を改正する条例【総務局人事部人事課】 1 2
- 北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例【総務局人事部給与課】 1 3
- 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例【総務局人事部給与課】 1 4
- 北九州市手数料条例の一部を改正する条例【財政局財務部財政課】 1 5
- 北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例【市民文化スポーツ局文化部文化企画課】 4 4
- 北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 4 5
- 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 4 6
- 北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 4 7
- 北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例【保健福祉局健康医療部保険年金課】 4 8
- 北九州市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例【保健福祉局健康医療部保険年金課】 5 2
- 北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【保健福祉局健康医療部健康推進課】 5 3
- 北九州市難病の患者に対する医療等に関する法律の規定に基づく過料に関する条例【保健福祉局健康医療部健康推進課】 5 4
- 北九州市旅館業法施行条例の一部を改正する条例【保健福祉局保健衛生部保健衛生課】 5 5

○ 北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課】	57
○ 北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例【環境局環境監視部産業廃棄物対策課】	58
○ 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【産業経済局農林水産部総合農事センター】	59
○ 北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例【産業経済局公営企業設置準備室】	60
○ 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【建設局公園緑地部公園管理課】	65
○ 北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例【建築都市局計画部都市計画課】	66
○ 北九州市特別工業地区建築条例の一部を改正する条例【建築都市局指導部建築指導課】	68
○ 北九州市特別用途地区内におけるスポーツ及びレクリエーションに係る建築物の制限の緩和に関する条例の一部を改正する条例【建築都市局指導部建築指導課】	69
○ 北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例【消防局警防部消防団・市民防災課】	71
○ 地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会条例【病院局経営課】	72
○ 北九州市介護保険条例の一部を改正する条例【保健福祉局地域福祉部介護保険課】	74
○ 北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】	77

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例

病院事業を行う地方独立行政法人に係る評価委員会の設置等に伴い、題名を改める等の規定の整備を行うことにしました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市職員定数条例の一部を改正する条例

公営競技局を新設することに伴い、職員の定数を変更するため、関係規定を改めることにしました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

国家公務員退職手当法の一部改正により国家公務員の退職手当の額が引き下げられたので、これに準じた措置を講じることにしました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

保健環境研究所の組織改正に伴い、感染症予防等業務手当の支給範囲等について、所要の整備を行うことにしました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市手数料条例の一部を改正する条例

- 1 土壤汚染対策法の一部改正に伴い、土壤汚染対策処理業に係る譲渡及び譲受等の承認の申請に対する審査等に係る手数料を新設することになりました。
 - 2 地方公共団体の手数料の標準を定める政令の一部改正に伴い、使用済自動車の再資源化に関する法律に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査及び特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額を改定することになりました。
 - 3 建築基準法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うことにしました。
 - 4 高圧ガス保安法等の一部改正に伴い、高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査等に係る手数料を新設することになりました。
- この条例は、平成30年4月1日から施行することになりました。

◇北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例

北九州市立響ホールに練習室を新設することに伴い、使用料を次のとおり定めることにしました。

区分	9時～12時		12時～17時		17時～22時	
	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日
第1練習室	円 800	円 950	円 1,150	円 1,400	円 1,550	円 1,850
第2練習室	700	850	1,050	1,250	1,400	1,700

この条例は、規則で定める日から施行することになりました。

◇北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴い、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の特例について、平成36年3月31日まで延長することになりました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することになりました。

◇北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

中央保育所及び小池学園を廃止することにしました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、非常災害対策に係る基準を適用しない指定障害福祉サービス事業者の範囲を変更することにしました。

この条例は平成30年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 1 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、一般被保険者に係る基礎賦課総額、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額及び介護納付金賦課総額の算定の基準を改めることにしました。
- 2 被保険者が死亡したときに支給する葬祭費の額を3万円に改めることにしました。
- 3 保険料の基礎賦課限度額を、58万円に改めることにしました。
- 4 保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を5割減額する所得基準について、被保険者数に乗ずる金額を、27万円から27万5,000円に改めることにしました。
- 5 保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を2割減額する所得基準について、被保険者数に乗ずる金額を、49万円から50万円に改めることにしました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、他の都道府県の病院等に入院等している本市の国民健康保険の被保険者が、後期高齢者医療制度に加入した場合、本市が保険料を徴取することにしました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市難病相談支援センターを次のとおり新設することにしました。

名称	北九州市難病相談支援センター
位置	北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号

この条例は、平成30年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市難病の患者に対する医療等に関する法律の規定に基づく過料に関する条例

難病の患者に対する医療等に関する法律第47条の規定に基づく過料を定めることにしました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

- 1 旅館業法の一部改正によるホテル営業及び旅館営業の営業種別の統合に伴い、旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準を定めることにしました。
- 2 旅館業の施設について、照明及び防湿に係る衛生に必要な措置の基準を廃止等することにしました。

この条例は、平成30年6月15日から施行することにしました。

◇北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、支給認定の区分等の確認方法を次のとおり変更することにしました。

改正前	改正後
支給認定保護者の提示する支給認定証	支給認定保護者の提示する支給認定証（当該者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則第7条第2項の規定による通知）

この条例は、平成30年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

産業廃棄物の処理に係る特例の認定等の手数料を次のとおり定めることにしました。

種別	金額
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の規定による2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定	1件につき 14万7,000円
同法第12条の7第7項の規定による2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定	1件につき 13万4,000円

この条例は、平成30年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

農業災害補償法施行規則の全部改正に伴い、条例において引用する同令の題名及び条項を改めることにしました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例

公営競技局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準について定めることにしました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高塔山売店の廃止に伴い、同売店の管理の使用料に係る規定を削除することにしました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

建築基準法の一部改正等に伴い、条例において引用する同法等の条項ずれを改めることにしました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市特別工業地区建築条例の一部を改正する条例

建築基準法の一部改正に伴い、条例において引用する同法の条項ずれを改めることにしました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市特別用途地区内におけるスポーツ及びレクリエーションに係る建築物の制限の緩和に関する条例の一部を改正する条例

- 1 建築基準法の一部改正に伴い、条例において引用する同法の条項ずれを改めることにしました。
- 2 特別用途地区スポーツ・レクリエーション地区（桃園地区）を条例を適用する地区に追加し、当該地区内においては、建築基準法の規定にかかわらず次の建築物を建築することができることにしました。
 - （１） 運動施設及びこれに付属する観覧場でこれらの床面積の合計が1万平方メートル以内のもの（第3号に掲げるものを除く。）
 - （２） 運動施設及びこれに付属する建築物でこれらの床面積の合計が3,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの（次号に掲げるものを除く。）
 - （３） 運動施設並びにこれに付属する建築物及び観覧場でこれらの床面積の合計が1万平方メートル以内のもの
 - （４） レクリエーション施設に付属する観覧場で床面積が1万平方メートル以内のもの

この条例は、平成30年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、公務災害補償に係る補償基礎額の扶養親族加算額を改めることにしました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することにしました。

◇地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会条例

地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会の所掌事務並びに組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項を定めることにしました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市介護保険条例の一部を改正する条例

1 平成30年度から平成32年度までの介護保険料率を次のとおり定めることにしました。

- | | | |
|------|--------------------|----------|
| (1) | 介護保険料の所得段階が第1段階の者 | 36,540円 |
| (2) | 介護保険料の所得段階が第2段階の者 | 51,150円 |
| (3) | 介護保険料の所得段階が第3段階の者 | 54,810円 |
| (4) | 介護保険料の所得段階が第4段階の者 | 65,770円 |
| (5) | 介護保険料の所得段階が第5段階の者 | 73,080円 |
| (6) | 介護保険料の所得段階が第6段階の者 | 84,040円 |
| (7) | 介護保険料の所得段階が第7段階の者 | 87,690円 |
| (8) | 介護保険料の所得段階が第8段階の者 | 91,350円 |
| (9) | 介護保険料の所得段階が第9段階の者 | 109,620円 |
| (10) | 介護保険料の所得段階が第10段階の者 | 127,890円 |
| (11) | 介護保険料の所得段階が第11段階の者 | 146,160円 |
| (12) | 介護保険料の所得段階が第12段階の者 | 153,460円 |

2 介護医療院の開設の許可の申請に対する審査等に係る手数料を新設することにしました。

3 介護サービス情報についての調査に係る手数料を新設することにしました。

4 その他介護保険法の一部改正等に伴い、関係規定を整備することにしました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、次のとおり関係規定を改めることにしました。

1 特定障害児通所支援等の指定の変更に係る要件を定めるとともに、条例において引用する児童福祉法の条項ずれを改めることにしました。

2 非常災害対策に係る基準を適用しない指定障害児通所支援事業者を定めることにしました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することにしました。

北九州市地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第5号

北九州市地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例

北九州市地方独立行政法人評価委員会条例（平成16年北九州市条例第61号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公立大学法人北九州市立大学評価委員会条例

第1条中「第11条第3項」を「第11条第4項」に、「北九州市地方独立行政法人評価委員会」を「公立大学法人北九州市立大学評価委員会」に改める。

。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の北九州市地方独立行政法人評価委員会条例の規定に基づき北九州市地方独立行政法人評価委員会（以下「旧委員会」という。）の委員又は臨時委員に任命されている者は、この条例の施行の日において、それぞれ改正後の公立大学法人北九州市立大学評価委員会条例の規定に基づき公立大学法人北九州市立大学評価委員会（以下「新委員会」という。）の委員又は臨時委員に任命されたものとみなす。この場合において、新委員会の委員に任命されたものとみなされる当該委員の任期は、旧委員会の委員の任期満了の日までとする。

北九州市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第6号

北九州市職員定数条例の一部を改正する条例

北九州市職員定数条例（昭和38年北九州市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「5,700人」を「5,655人」に改め、同項第11号の次に次の1号を加える。

（12） 公営競技局の職員 45人

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第7号

北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

北九州市職員退職手当支給条例（昭和38年北九州市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「100分の87」を「100分の83.7」に改め、同項第2号中「100分の95.7」を「100分の92.07」に改め、同項第3号中「100分の139.2」を「100分の133.92」に改め、同項第4号中「100分の174」を「100分の167.4」に改め、同項第5号中「100分の139.2」を「100分の133.92」に改め、同項第6号中「100分の104.4」を「100分の100.44」に改める。

第6条第1項第1号中「100分の130」を「100分の125.068」に改め、同項第2号中「100分の142」を「100分の136.614」に改め、同項第3号中「100分の155」を「100分の149.122」に改め、同項第4号中「100分の190」を「100分の182.797」に改め、同項第5号中「100分の147」を「100分の141.427」に改め、同項第6号中「100分の143」を「100分の137.5754」に改め、同項第7号中「100分の79」を「100分の75.9884」に改める。

第6条の4及び第6条の5各号中「49.59」を「47.709」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成27年北九州市条例第54号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「旧条例第2条の4から第6条の8まで及び」を「北九州市職員退職手当支給条例（以下「条例」という。）第2条の4から第6条の6まで及び第6条の8並びに旧条例第6条の7並びに」に、「新条例第2条の4から第6条の8まで及び」を「条例第2条の4から第6条の6まで及び第6条の8並びに新条例第6条の7並びに」に改める。

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第8号

北九州市職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北九州市職員の特種勤務手当に関する条例（昭和41年北九州市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項第2号中「並びに食品衛生検査所に勤務する一般技術員」を削

り、

「 臨床検査技師 及び衛生検査 技師 従事した1 日につき3 30円 一般技術員 従事した1 日につき1 90円 」	を	「 従事した1日 につき330 円 」
---	---	---------------------------------

に改め、同項第3号中「（

食品衛生検査所に勤務する一般技術員を除く。）」を削る。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第9号

北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例（平成12年北九州市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

(58)の4	土壌汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の変更の許可の申請に対する審査		1件につき 222,000円	
--------	---	--	-------------------	--

を

「

(58)の4	土壌汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の変更の許可の申請に対する審査		1件につき 222,000円	
(58)の5	土壌汚染対策法第27条の2第1項の規定に基づく汚染		1件につき 70,000円	

	土壌処理業に係る譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査			
(58) の6	土壌汚染対策法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壌処理業に係る法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査		1件につき 70,000円	
(58) の7	土壌汚染対策法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壌処理業に係る相続の承認の申請に対する審査		1件につき 70,000円	

に

に改め、同表第59号の9中

「1件につき
75,000円」を「1件につき67,000円」に

改め、同表第81号中「又は第12項ただし書」を「、第12項ただし書又は

第13項ただし書」に改め、同表第83号の2、第84号、第90号、第94号及び第95号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表第96号の2中「第48条第13項」を「第48条第14項」に改め、同表第98号の3及び第105号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表第108号中「第25条の4第16項」を「第25条の4第17項」に改め、同表第126号中「530,000円」を「570,000円」に、「830,000円」を「880,000円」に、「1,010,000円」を「1,070,000円」に、「1,120,000円」を「1,200,000円」に、「1,420,000円」を「1,520,000円」に、「1,660,000円」を「1,780,000円」に、「3,880,000円」を「4,070,000円」に、「5,100,000円」を「5,340,000円」に、「6,290,000円」を「6,490,000円」に、「1,130,000円」を「1,180,000円」に、「1,340,000円」を「1,410,000円」に、「1,500,000円」を「1,580,000円」に、「1,830,000円」を「1,940,000円」に、「2,140,000円」を「2,260,000円」に、「4,350,000円」を「4,550,000円」に、「5,570,000円」を「5,820,000円」に、「6,770,000円」を「7,070,000円」に、「5,750,000円」を「5,930,000円」に、「7,250,000円」を「7,470,000円」に、「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同表第138号中「410,000円」を「420,000円」に、「540,000円」を「560,000円」に、「700,000円」を「730,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,040,000円」を「1,090,000円」に、「1,600,000円」を「1,660,000円」に、「1,820,000円」を「1,900,000円」に、「2,030,000円」を「2,120,000円」に、「490,000円」を「530,000円」に、「630,000円」を「680,000円」に、「990,000円」を「1,030,000円」に、「1,310,000円」を「1,410,000円」に、「1,720,000円」を「1,780,000円」に、「3,320,000円」を「3,430,000円」に、「4,060,000円」を「4,190,000円」に、「4,650,000円」を「4,800,000円」に、「9,100,000円」を「9,320,000円」に、「12,400,000円」を「12,600,000円」に、「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同表第140号中「310,000円」

を「320,000円」に、「430,000円」を「460,000円」に、「720,000円」を「750,000円」に、「960,000円」を「1,020,000円」に、「1,210,000円」を「1,300,000円」に、「2,950,000円」を「3,150,000円」に、「3,620,000円」を「3,870,000円」に、「4,170,000円」を「4,460,000円」に、「2,660,000円」を「2,690,000円」に、「3,190,000円」を「3,230,000円」に、「4,790,000円」を「4,830,000円」に改め、同表中

(140)の12	火薬類取締法施行令第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法第35条第1項に規定する特定施設に係る保安検査又は同項の規定に基づく火薬庫に係る保安検査		1件につき 41,000円	
----------	--	--	------------------	--

を

(140)の12	火薬類取締法施行令第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法第35		1件につき 41,000円	
----------	-------------------------------------	--	------------------	--

	条第1項に規定する特定施設に係る保安検査又は同項の規定に基づく火薬庫に係る保安検査				
(140)の13	<p> 高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項の規定に基づく高压ガスの製造の許可の申請に対する審査 </p>	<p> 高压ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者（移動式製造設備（高压ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したもの）をいう。以下この </p>	<p> 処理容積（圧縮、液化その他の方法で1日に処理することができるガスの容積をいう。以下この号、次号及び第140号の19において同じ。）が1,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備 </p>	1件につき 340,000円	
			<p> 処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備 </p>	1件につき 220,000円	
			<p> 処理容積が100,000立方メートル以上5 </p>	1件につき 140,000円	

号、次 号及び 第14	00,000立 方メートル未満 の設備		
0号の 19に おいて 同じ。)のみ を使用 して高 圧ガス の製造 をする 者を除 く。)	処理容積が25 ,000立方メ ートル以上10 0,000立方 メートル未満の 設備	1件につき 110,0 00円	
	処理容積が5, 000立方メー ートル以上25, 000立方メー ートル未満の設備	1件につき 86,00 0円	
	処理容積が1, 000立方メー ートル以上5,0 00立方メー ートル未満の設備	1件につき 68,00 0円	
	処理容積が20 0立方メートル 以上1,000 立方メートル未 満の設備	1件につき 54,00 0円	
	処理容積が10 0立方メートル 以上200立方 メートル未満の 設備	1件につき 31,00 0円	
高圧ガ ス保安 法第5	処理容積が10 ,000,00 0立方メートル	1件につき 91,00 0円	

条第1 項第1 号に該 当する 者であ って移 動式製 造設備 のみを 使用し て高圧 ガスの 製造を するも の	以上の設備		
	処理容積が5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備	1件につき 75,000円	
	処理容積が1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満の設備	1件につき 60,000円	
	処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備	1件につき 44,000円	
	処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備	1件につき 27,000円	
	処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備	1件につき 21,000円	
	処理容積が5,	1件につき	

	000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備	16,000円	
	処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	1件につき13,000円	
	処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	1件につき11,000円	
	処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1件につき7,400円	
高圧ガス保安法第5条第1項第2号に該当する者	冷凍能力が3,000トン以上の設備	1件につき110,000円	
	冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の設備	1件につき87,000円	
	冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備	1件につき68,000円	
	冷凍能力が100トン以上300トン未満の設備	1件につき54,000円	

			備		
			冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備	1件につき 36,000円	
(140)の14	高圧ガス保安法第14条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請に対する審査	高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者(移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする者を除く。)	変更後の処理容積が変更前の処理容積(当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下この号において同じ。)に比して1,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満増加する場合	1件につき 220,000円	
			変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して500,000立方メートル以	1件につき 150,000円	

		上 1, 000, 000 立方メートル未満増加する場合	
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 100, 000 立方メートル以上 500, 000 立方メートル未満増加する場合	1 件につき 93, 000 円
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 25, 000 立方メートル以上 100, 000 立方メートル未満増加する場合	1 件につき 69, 000 円
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 5, 000 立方メートル以上 25, 000 立方メートル未満増加する場合	1 件につき 61, 000 円
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 1, 000 立方	1 件につき 57, 000 円

	メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合		
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合	1件につき 39,000円	
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル未満増加する場合	1件につき 26,000円	
	その他の場合	1件につき 16,000円	
高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して10,000,000立方メートル以上増加する場合	1件につき 65,000円	
同項の許可を受けた者であって移	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000,000立方メートル	1件につき 53,000円	

動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	ル以上10,000,000立方メートル未満増加する場合		
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満増加する場合	1件につき 44,000円	
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満増加する場合	1件につき 31,000円	
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満増加する場合	1件につき 18,000円	
	変更後の処理容積が変更前の処	1件につき 14,000	

	理容積に比して 25,000立 方メートル以上 100,000 立方メートル未 満増加する場合	0円	
	変更後の処理容 積が変更前の処 理容積に比して 5,000立方 メートル以上2 5,000立方 メートル未満増 加する場合	1件につき 12,000 円	
	変更後の処理容 積が変更前の処 理容積に比して 1,000立方 メートル以上5 ,000立方メ ートル未満増 加する場合	1件につき 9,200 円	
	変更後の処理容 積が変更前の処 理容積に比して 200立方メ ートル以上1,0 00立方メ ートル未満増 加する場合	1件につき 8,200 円	
	変更後の処理容 積が変更前の処 理容積に比して	1件につき 5,100 円	

	200立方メートル未満増加する場合		
	その他の場合	1件につき 3,200 円	
高圧ガス保安法第5条第1項第2号に該当する同項の許可を受けた者	変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあつては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力。以下この号において同じ。）に比して3,000トン以上増加する場合	1件につき 69,000 円	
	変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して1,000トン以上3,000トン未満増加する場合	1件につき 62,000 円	

		変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して300トン以上1,000トン未満増加する場合	1件につき 55,000円	
		変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン以上300トン未満増加する場合	1件につき 38,000円	
		変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン未満増加する場合	1件につき 30,000円	
		その他の場合	1件につき 16,000円	
(140)の15	高圧ガス保安法第16条第1項の規定に基づく高圧ガスの貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査		1件につき 25,000円	
(140)の16	高圧ガス保安法第19条第1項の	変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加する場合	1件につき 14,000円	

	規定に基づく第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事の許可の申請に対する審査	その他の場合	1件につき 11,000円	
(140)の17	高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査		1件につき第140号の13に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額（高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引	

		<p>の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、6,100円)</p>		に
	<p>高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく第一種貯蔵所の完成検査</p>		<p>1件につき 18,750円</p>	
	<p>高圧ガス保安法第20条第3項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査</p>		<p>1件につき 第140号の14に掲げる高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは</p>	

設備の変更
の工事又は
製造をする
高圧ガスの
種類若しく
は製造の方
法の変更の
許可の申請
を行う者及
び場合の区
分に応じ、
それぞれ当
該手数料の
金額の4分
の3に相当
する金額（
高圧ガス保
安法第14
条第1項の
許可に係る
液化石油ガ
スの製造の
ための施設
であって、
液化石油ガ
スの保安の
確保及び取
引の適正化
に関する法
律第37条
の3第1項
の完成検査
を受け、同
法第37条

			の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)	
	高圧ガス保安法第20条第3項の規定に基づく第一種貯蔵所の完成検査		1件につき前号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額	
(140)の18	高圧ガス保安法第22条第1項の規定に基づく輸入をした高圧ガス及びその容器の検査	容積1,000立方メートル以上(液化ガスにあつては、質量10トン以上)の高圧ガスに係る検査	1件につき27,000円	
		容積300立方メートル以上1,000立方メートル未満(液化ガスにあつては、質量3トン以上10トン未満)の高圧ガスに係る検査	1件につき21,000円	
		容積300立方メートル未満(液化ガスにあつては、質量3トン未満)の高圧ガスに係る検査	1件につき13,000円	
(14	高圧ガス保	高圧ガ	処理容積が1,	1件につき

0) の 19	安法第35 条第1項の 規定に基づ く特定施設 の保安検査	ス保安 法第5 条第1 項第1 号に該 当する 同項の 許可を 受けた 者（移 動式製 造設備 のみを 使用し て高圧 ガスの 製造を する者 を除く 。）	000,000 立方メートル以 上10,000 ,000立方メ ートル未満の設 備	370,0 00円	
			処理容積が50 0,000立方 メートル以上1 ,000,00 0立方メートル 未満の設備	1件につき 250,0 00円	
			処理容積が10 0,000立方 メートル以上5 00,000立 方メートル未満 の設備	1件につき 150,0 00円	
			処理容積が25 ,000立方メ ートル以上10 0,000立方 メートル未満の 設備	1件につき 120,0 00円	
			処理容積が5, 000立方メー トル以上25, 000立方メー トル未満の設備	1件につき 95,00 0円	
			処理容積が1, 000立方メー トル以上5,0 00立方メー	1件につき 75,00 0円	

	ル未満の設備		
	処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	1件につき 60,000円	
	処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1件につき 33,000円	
高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備	1件につき 95,000円	
	処理容積が5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備	1件につき 80,000円	
	処理容積が1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満の設備	1件につき 64,000円	
	処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル	1件につき 47,000円	

未満の設備		
処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備	1件につき 31,000円	
処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備	1件につき 22,000円	
処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備	1件につき 20,000円	
処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	1件につき 15,000円	
処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	1件につき 12,000円	
処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1件につき 7,700円	

		高圧ガス保安法第5条第1項第2号に該当する同項の許可を受けた者	冷凍能力が3,000トン以上の設備	1件につき 120,000円	
			冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の設備	1件につき 95,000円	
			冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備	1件につき 76,000円	
			冷凍能力が100トン以上300トン未満の設備	1件につき 60,000円	
			冷凍能力が200トン以上1000トン未満の設備	1件につき 42,000円	
(140)の20	高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号)第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第44条第1項に規定する容器検査又は同令第18条第2項第4	温度零下50度以下の液化ガスを充てんするための容器に係る容器検査又は容器再検査	内容積1,000リットル以上の容器	1個につき 16,000円 に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに1,600円を加えた金額	容器再検査の場合に限る。
			内容積500リットル以上1,000リットル	1個につき 16,000円	内容積が500リッ

号の規定に基づく同法第49条第1項に規定する容器再検査	未満の容器		トルを超える容器にあっては、容器再検査の場合に限る。
	内容積500リットル未満の容器	1個につき 6,600円	
繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（温度零下50度以下の液化ガスを充てんするための容器を除く。）	内容積150リットル以上の容器	1個につき 320円 10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに57円を加えた金額	
	内容積30リットル以上150リットル未満の容器	1個につき 320円	
	内容積5リットル以上30リットル未満の容器	1個につき 260円	
	内容積1リットル以上5リットル未満の容器	1個につき 160円	
	内容積1リットル	1個につき	

に係る 容器検 査又は 容器再 検査	ル未満の容器	150円	
高強度 鋼容器 （温度 零下5 0度以 下の液 化ガス を充て んする ための 容器、 繊維強 化プラ スチック複合 容器又 は圧縮 天然ガ ス自動 車燃料 装置用 容器を 除く。 ）に係 る容器 検査又 は容器 再検査	内容積30リッ トル以上の容器	1個につき 210円に 10リット ル又は10 リットルに 満たない端 数を増すご とに3円を 加えた金額	
	内容積5リット ル以上30リッ トル未満の容器	1個につき 210円	
	内容積1リット ル以上5リット ル未満の容器	1個につき 160円	
	内容積1リット ル未満の容器	1個につき 140円	

その他の容器に係る容器検査又は容器再検査	内容積 1,000 リットル以上の容器	1 個につき 7,100 円に1,000 リットル又は1,000 リットルに満たない端数を増すごとに380 円を加えた金額	容器再検査の場合に限る。
	内容積 500 リットル以上1,000 リットル未満の容器	1 個につき 7,100 円	内容積が500 リットルを超える容器にあつては、容器再検査の場合に限る。
	内容積 150 リットル以上500 リットル未満の容器	1 個につき 800 円	
	内容積 30 リットル以上150 リットル未満の容器	1 個につき 210 円	
	内容積 5 リットル以上30 リットル未満の容	1 個につき 170 円	

			器		
			内容積 1 リットル以上 5 リットル未満の容器	1 個につき 1 1 0 円	
			内容積 1 リットル未満の容器	1 個につき 8 0 円	
(1 4 0) の 2 1	高圧ガス保安法施行令第 1 8 条第 2 項第 6 号の規定に基づく高圧ガス保安法第 4 9 条の 2 第 1 項に規定する附属品検査又は同令第 1 8 条第 2 項第 7 号の規定に基づく同法第 4 9 条の 4 第 1 項に規定する附属品再検査	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査	内容積 1 5 0 リットル以上の容器	1 個につき 3 1 円	
			内容積 1 5 0 リットル未満の容器	1 個につき 2 4 円	
		その他の容器に装置	内容積 1 , 0 0 0 リットル以上の容器	1 個につき 1 , 1 0 0 円	附属品再検査の場合

		される 附属品 に係る 附属品 検査又 は附属 品再検 査	内容積500リ ットル以上1, 000リットル 未満の容器	1個につき 540円	に限る 。 内容積 が50 0リッ トルを 超える 容器に あって は、附 属品再 検査の 場合に 限る。
			内容積500リ ットル未満の容 器	1個につき 21円	
(14 0)の 22	高圧ガス保 安法施行令 第18条第 2項第8号 の規定に基 づく高圧ガ ス保安法第 50条第3 項に規定す る容器検査 所の登録又 は登録の更 新の申請に 対する審査			1件につき 16,00 0円	
(14 0)の	高圧ガス保 安法施行令			1件につき 1,400	

23	第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第54条第2項に規定する容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等	円	
----	--	---	--

」

改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第108号の改正規定は、公布の日から施行する。

北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第10号

北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例

北九州市芸術文化施設条例（平成15年北九州市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第2の音楽堂のリハーサル室及び研修室使用料の項中「及び研修室使用料」を「、練習室及び研修室使用料」に、

「

リハーサル室	円	円	円	円	円	円
	2,500	2,950	3,750	4,600	5,050	6,000

を

」

「

リハーサル室	円	円	円	円	円	円
	2,500	2,950	3,750	4,600	5,050	6,000
第1練習室	800	950	1,150	1,400	1,550	1,850
第2練習室	700	850	1,050	1,250	1,400	1,700

に

」

改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第11号

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年北九州市条例第51号）の一部を次のように改正する。

付則第6項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第12号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の保育所の項中

「

〃 中央 〃	〃 八幡東区中 央一丁目11番1号
〃 堂山 〃	〃 〃 枝 光四丁目15番1号

を

」

「

〃 堂山 〃	〃 八幡東区枝 光四丁目15番1号
-----------	----------------------

に

」

改め、同表の障害児入所施設の項中

「

北九州市立総合療 育センター	北九州市小倉南区春 ヶ丘10番2号
〃 小池学 園	〃 若松区大字 小敷583番地の1

を

」

「

北九州市立総合療 育センター	北九州市小倉南区春 ヶ丘10番2号
-------------------	----------------------

に

」

改める。

別表第4の障害児入所施設の小池学園の項を削る。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第13号

北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年北九州市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第7条中「又は重度障害者等包括支援」を「、重度障害者等包括支援、就労定着支援又は自立生活援助」に、「次条第2項において同じ。）は」を「同項において同じ。）は」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第14号

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2条の見出し中「定数」を「定数等」に改め、同条各号列記以外の部分中「国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項に規定する市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会は、北九州市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とし、協議会」に改め、「の各号」を削る。

第6条中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第8条第1項中「4万円」を「3万円」に改める。

第10条の2中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「第29条の7第1項」を「第29条の7第1項第1号」に、「同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額」を「同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額」に、「同項に規定する介護納付金賦課被保険者」を「同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者」に、「同項に規定する介護納付金賦課額」を「同号に規定する介護納付金賦課額」に改める。

第10条の3各号を次のように改める。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条、第14条の2及び第14条の11において同じ。）の納付に要する費用（福岡県（以下「県」という。）が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、県の国民健康保険に関する特別会計において負

担する高齢者医療確保法第118条第1項の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法附則第7条第1項の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エに

において同じ。)に係るものを除く。)の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び第25条の規定により減免することとなる額のうち一般被保険者に係る額の見込総額を基準として算定した額並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

第11条及び第12条中「その」を「世帯主の」に改める。

第13条中「54万円」を「58万円」に改める。

第14条第1項第2号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に、「見込数」を「数等を勘案して算定した数」に改め、同項第3号ア中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に、「見込数から」を「数等を勘案して算定した数から」に改める。

第14条の2各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び第25条の規定により減免することとなる額のうち一般被保険者に係る額の見込総額を基準として算定した額を除く。)の額

第14条の3及び第14条の5中「その」を「世帯主の」に改める。

第14条の10第1項第2号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に、「見込数」を「数等を勘案して算定した数」に改め、同項第3号ア中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に、「見込数からイ又はウに掲げる世帯」を「数等を勘案して算定した数から一般被保険者特

定世帯」に改める。

第14条の11各号を次のように改める。

- (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額
 - イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び第25条の規定により減免することとなる額のうち介護納付金賦課被保険者に係る額の見込総額を基準として算定した額を除く。）の額

第14条の12中「その」を「世帯主の」に改める。

第14条の15第1項第2号及び第3号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に、「見込数」を「数等を勘案して算定した数」に改める。

第20条第1項中「その世帯」を「当該世帯主の世帯」に、「27万円」を「27万5,000円」に改め、同条第2項中「その」を「当該世帯主の」に、「49万円」を「50万円」に改める。

第20条の2第1項中「世帯主又は当該」を「世帯主の」に、「若しくは」を「又は」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第8条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に死亡した被保険者について適用し、同日前に死亡した被保険者については、なお従前の例による。

3 改正後の第10条の3、第13条、第14条、第14条の2、第14条の10、第14条の11、第14条の15及び第20条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

北九州市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第15号

北九州市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

北九州市後期高齢者医療に関する条例（平成20年北九州市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第55条第1項本文」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「病院等（同項）」を「病院等（法第55条第1項）」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- （5） 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項本文又は第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条の規定は、この条例の施行の日以後に同条第2号から第5号までのいずれかに該当するに至ったことにより被保険者となる者について適用し、同日前に被保険者となった者については、なお従前の例による。

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第16号

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「精神保健福祉センター」の次に「、難病相談支援センター」を加える。

別表第1中

精神保健福祉センター	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条の定めるところによる。	北九州市立精神保健福祉センター	北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号
------------	---	-----------------	-------------------

を

精神保健福祉センター	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条の定めるところによる。	北九州市立精神保健福祉センター	北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号
難病相談支援センター	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第29条第1項の定めるところによる。	北九州市難病相談支援センター	北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号

に

改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市難病の患者に対する医療等に関する法律の規定に基づく過料に関する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第17号

北九州市難病の患者に対する医療等に関する法律の規定に基づく
過料に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第47条の規定に基づく過料について定めるものとする。

(過料)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- (1) 法第11条第2項の規定による医療受給者証の返還を求められてこれに応じない者
- (2) 正当な理由がなく、法第35条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第18号

北九州市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

北九州市旅館業法施行条例（平成15年北九州市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条各号列記以外の部分中「第1条第1項第11号」を「第1条第1項第8号」に、「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条第1号を次のように改める。

（1） 客室は、他の客室を通行しないで出入りすることができる構造であること。

第2条第2号を削り、同条第3号ウ中「及び床面から少なくとも1メートルの高さまでの内壁は、耐水材料で造られ、かつ」を「は」に改め、同号を同条第2号とする。

第3条を削る。

第4条第1項各号列記以外の部分中「第1条第3項第7号」を「第1条第2項第7号」に改め、同項第1号中「、法第3条第1項の許可の申請に当たって宿泊者の数を10人未満とし、かつ、客室の延床面積を33平方メートル未満とする施設であって」を削り、同項第2号アを次のように改める。

ア 客室は、収容定員に応じて十分な広さを有していること。

第4条第1項第2号中イ及びウを削り、エをイとし、オを削り、カをウとし、同項第3号を削り、同条第2項中「第2条第3号」を「第2条第2号」に改め、同条を第3条とする。

第5条第1項各号列記以外の部分中「第1条第4項第5号」を「第1条第3項第5号」に改め、同項第1号アを次のように改める。

ア 客室は、収容定員に応じて十分な広さを有していること。

第5条第1項第1号中イ及びウを削り、エをイとし、オを削り、同項第2号を削り、同条第2項中「第2条第3号」を「第2条第2号」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「から第4条まで」を「及び第3条」に改め、同条を第5条とする。

第7条の見出し中「営業」を「旅館業」に改め、同条を第6条とする。

第8条各号列記以外の部分中「、照明、防湿」を削り、同条第1号中「営業

」を「旅館業」に改め、同条第2号及び第3号を削り、同条第4号中「営業」を「旅館業」に、「1日1回以上」を「定期的に」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、同条第7号中「営業」を「業務」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第8号を第6号とし、第9号を削り、同条第10号スを削り、同号セ中「1日に1回以上」を「定期的に」に改め、同号中セをスとし、ソをセとし、同号を同条第7号とし、同条中第11号を第8号とし、第12号を第9号とし、同条を第7条とする。

第9条中「第8条第2号アからエまで並びに同条第8号ア及びイ」を「、第7条第6号ア及びイ」に改め、「、修学旅行等の団体を専ら宿泊させるものについては同条第9号アの基準に関し」を削り、同条を第8条とする。

第10条を第9条とし、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

付 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第19号

北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第9条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）」を加える。

第16条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第20号

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年北九州市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第3中第31号を第33号とし、第10号から第30号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 法第12条の7第1項の規定による2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定	1件につき 14万7,000円
(11) 法第12条の7第7項の規定による2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定	1件につき 13万4,000円

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第21号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2の家畜診療所の項中「農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）第33条」を「農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）第117条第1項」に、「の定める」を「が定める」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第22号

北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、北九州市公営競技局に勤務する企業職員（以下「職員」という。）の給与の種類及び基準を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 この条例で給与とは、給料及び手当とする。

2 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。

(給料)

第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって諸手当を除いたものとする。

2 職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

(管理職手当)

第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき公営競技事業管理者（以下「管理者」という。）が指定するものについて支給する。

(扶養手当)

第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

(地域手当)

第6条 地域手当は、全ての職員に対して支給する。

(住居手当)

第7条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り

受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（管理者が別に定める職員を除く。）

- （２） 第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（管理者が別に定める住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が別に定めるもの
（通勤手当）

第 8 条 通勤手当は、通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員及び自動車その他の交通の用具を使用することを常例とする職員に対して支給する。
（単身赴任手当）

第 9 条 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが管理者が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、管理者が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が別に定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
（特殊勤務手当）

第 10 条 特殊勤務手当は、特殊な勤務に従事し、その勤務に対する給与について特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給する。
（時間外勤務手当）

第 11 条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して時間外勤務手当を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた 1 週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更

前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（管理者が別に定める時間を除く。）に対して時間外勤務手当を支給する。

（宿日直手当）

第12条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、宿日直手当を支給する。

（夜間勤務手当）

第13条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間の勤務した全時間に対して夜間勤務手当を支給する。

（休日勤務手当）

第14条 職員には、正規の勤務日が休日に当たっても、正規の給与を支給する。

2 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して休日勤務手当を支給する。正規の勤務時間外に勤務をしても、休日勤務手当は支給しない。

3 前2項及び次条において「休日」とは、次に掲げる日（管理者に当該日に代わる日を指定されて、当該日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該日に代わる日）をいう。

（1） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（当該休日が管理者が別に定める週休日と重複するときは、管理者が定める日）

（2） 1月1日（日曜日に当たる場合に限る。）、同月2日（月曜日に当たる場合を除く。）、同月3日、12月29日、同月30日及び同月31日

（管理職員特別勤務手当）

第15条 第4条の規定に基づく管理者が指定する職にある職員で管理者が指定するもの又は北九州市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成15年北九州市条例第62号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）が臨時又は緊急の必要等により管理者が別に定める週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの

間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(期末手当)

第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（管理者が別に定める職員を除く。）についても同様とする。

(勤勉手当)

第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対し、その者のそれぞれの日以前における直近の人事評価の結果及びそれぞれの日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。これらの日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（管理者が別に定める職員を除く。）についても同様とする。

(特定任期付職員業績手当)

第18条 特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、特定任期付職員業績手当を支給することができる。

(退職手当)

第19条 職員が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合にはその遺族）に退職手当を支給する。

2 管理者は、北九州市職員退職手当支給条例（昭和38年北九州市条例第25号）の適用を受ける職員の例により、退職手当について、支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあっては当該退職手当の額の全部若しくは一部を返納させ、又は当該退職手当の額の全部若しくは一部に相当する額を納付させることができる。

(支給額決定の基準)

第20条 職員の給与の額は、北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号）の適用を受ける職員の給与の額並びに公営企業の特殊性及び実情を考慮して定めるものとする。

(給与の減額)

第21条 職員が勤務しないときは、管理者が別に定める場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支

給する。

（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）

第 2 2 条 北九州市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 2 1 年北九州市条例第 6 号）第 2 条の規定による自己啓発等休業の承認を受けた職員に対しては、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第 2 3 条 北九州市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 2 6 年北九州市条例第 5 7 号）第 2 条の規定による配偶者同行休業の承認を受けた職員に対しては、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

（育児休業の承認を受けた職員の給与）

第 2 4 条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく育児休業の承認を受けた職員に対しては、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

（臨時職員及び非常勤職員の給与）

第 2 5 条 臨時的任用職員及び常勤を要しない職員（地方公務員法第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の給与については、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、管理者が別に定める。

（再任用職員等についての適用除外）

第 2 6 条 第 5 条、第 7 条及び第 1 9 条の規定は、地方公務員法第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員には適用しない。

2 第 5 条、第 7 条、第 9 条及び第 1 9 条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第 1 8 条第 1 項又は北九州市一般職の任期付職員の採用に関する条例第 4 条の規定により採用された職員には適用しない。

（特定任期付職員についての適用除外）

第 2 7 条 第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 1 1 条、第 1 3 条、第 1 4 条第 2 項及び第 1 7 条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

付 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第23号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1 公園施設の設置・管理の使用料の表の公園施設の管理の項中

「

北九州市民球場売店	1月につき	2,000
高塔山売店	1月につき	8,000

を

」

「

北九州市民球場売店	1月につき	2,000
-----------	-------	-------

に

」

改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第24号

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成4年北九州市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第2の吉志北地区地区整備計画区域の項中「第5条第15項」を「第5条第17項」に改め、同表の大里本町地区地区整備計画区域の沿道地区の項、大里本町地区地区整備計画区域の文化観光地区の項及び大里本町地区地区整備計画区域の駅前B地区の項中「（り）項第3号」を「（ぬ）項第3号」に改め、同表の泉台地区地区整備計画区域の低層住宅地区の項中「第5条第15項」を「第5条第17項」に改め、同表の上葛原西地区地区整備計画区域の流通業務A地区の項中「別表第2（り）項第2号」を「別表第2（ぬ）項第2号」に改め、同表の上葛原西地区地区整備計画区域の流通業務B地区の項及び上葛原東地区地区整備計画区域の流通業務A地区の項中「別表第2（り）項第4号」を「別表第2（ぬ）項第4号」に改め、同表の上葛原東地区地区整備計画区域の流通業務B地区の項中「第5条第15項」を「第5条第17項」に、「別表第2（り）項第4号」を「別表第2（ぬ）項第4号」に改め、同表の上葛原東地区地区整備計画区域の沿道地区の項中「別表第2（り）項第4号」を「別表第2（ぬ）項第4号」に改め、同表の空港北町地区地区整備計画区域の航空関連施設集積地区の項及び空港北町地区地区整備計画区域の空港関連サービス業集積地区の項中「別表第2（り）項第4号及び（ぬ）項第2号」を「別表第2（ぬ）項第4号及び（る）項第2号」に、「第130条の9の2」を「第130条の9の5」に改め、同表の曾根地区地区整備計画区域の医療・生活A地区の項、曾根地区地区整備計画区域の医療・生活B地区の項、曾根地区地区整備計画区域の医療・生活C地区の項、舞ヶ丘地区地区整備計画区域の利便福祉施設地区の項、吉田にれの木坂地区地区整備計画区域の住宅地区の項、青葉台サイエンスパーク地区整備計画区域の研究開発・福祉関連施設地区の項、乙丸地区地区整備計画区域の沿道地区の項、北九州学術研究都市南部地区地区整備計画区域の教育施設・住宅地区の項及び北九州学術研究都市南部地区地区整備計画区域の研究・文化・利便施設地区の項中「第5条第15項」を「第5条第17項」に改め、同表の若松南海岸通り地区地区整備計画区域の項中「第130

条の9の2」を「第130条の9の5」に改め、同表の山路松尾町地区地区整備計画区域の低層住宅A地区の項及び山路松尾町地区地区整備計画区域の低層住宅B地区の項中「第5条第15項」を「第5条第17項」に改め、同表の東田西部地区地区整備計画区域の業務・利便施設地区の項中「別表第2（り）項第3号」を「別表第2（ぬ）項第3号」に、「別表第2（り）項第4号」を「別表第2（ぬ）項第4号」に改め、同表の泉ヶ浦二丁目地区地区整備計画区域の住宅地区の項中「第5条第15項」を「第5条第17項」に改め、同表の北九州テクノパーク八幡西地区地区整備計画区域の頭脳型産業地区の項中「別表第2（り）項第3号」を「別表第2（ぬ）項第3号」に、「別表第2（り）項第4号」を「別表第2（ぬ）項第4号」に改め、同表の幸神・岸の浦地区地区整備計画区域の住宅・利便施設地区の項中「第5条第15項」を「第5条第17項」に改め、同表の陣原駅南口地区地区整備計画区域の商業業務地区の項中「別表第2（り）項」を「別表第2（ぬ）項」に改め、同表の曲里地区地区整備計画区域の項中「別表第2（ち）項第2号」を「別表第2（り）項第2号」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市特別工業地区建築条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第25号

北九州市特別工業地区建築条例の一部を改正する条例

北九州市特別工業地区建築条例（昭和56年北九州市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第3号中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改め、同表第5号中「別表第2（ぬ）項」を「別表第2（る）項」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

北九州市特別用途地区内におけるスポーツ及びレクリエーションに係る建築物の制限の緩和に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第26号

北九州市特別用途地区内におけるスポーツ及びレクリエーションに係る建築物の制限の緩和に関する条例の一部を改正する条例

北九州市特別用途地区内におけるスポーツ及びレクリエーションに係る建築物の制限の緩和に関する条例（平成26年北九州市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「この条例」を「前項に規定するもののほか、この条例」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運動施設 体育館、水泳場、野球場、陸上競技場、庭球場、弓道場及び武道場をいう。
- (2) レクリエーション施設 広場及び運動場をいう。

第3条中「第12項」を「第13項」に改める。

別表中

「

特別用途地区の名称	建築することができる建築物
-----------	---------------

」を

「

特別用途地区の名称	建築することができる建築物
特別用途地区スポーツ・レクリエーション地区（桃園地区）	(1) 運動施設及びこれに付属する観覧場でこれらの床面積の合計が1万平方メートル以内のもの（第3号に掲げるものを除く。） (2) 運動施設及びこれに付属する建築物でこれらの床面積の合計が3,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの（次号に掲げるものを除く。） (3) 運動施設並びにこれに付属する建築物及び観覧場でこれらの床面積の合計が1万平方メートル以内のもの (4) レクリエーション施設に付属する

」に

観覧場で床面積が1万平方メートル以内 のもの

改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第27号

北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

北九州市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年北九州市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項各号列記以外の部分中「、第1号」の次に「又は第3号から第6号までのいずれか」を加え、「333円を」を「1人につき217円を」に改め、「267円（消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については）及び（）」を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた北九州市消防団員等公務災害補償条例第3条第1項に規定する公務災害補償（以下「公務災害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第2条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた公務災害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第28号

地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第11条第2項第6号及び第4項の規定に基づき、地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務並びに組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例に基づく所掌事務)

第2条 委員会は、法に定めるもののほか、次に掲げる事項を処理する。

(1) 法第26条第1項に規定する中期計画の作成及び変更に関する認可について、市長に意見を述べること。

(2) 法第28条第1項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価及び同項第3号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価について、市長に意見を述べること。

2 評価委員会は、前項各号の意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第4条 委員は、医療又は経営に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

(委員等の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第29号

北九州市介護保険条例の一部を改正する条例

北九州市介護保険条例（平成12年北九州市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項各号列記以外の部分中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「34,200円」を「36,540円」に改め、同項第2号中「47,880円」を「51,150円」に改め、同項第3号中「51,300円」を「54,810円」に改め、同項第4号中「61,560円」を「65,770円」に改め、同項第5号中「68,400円」を「73,080円」に改め、同項第6号中「78,660円」を「84,040円」に改め、同号ア中「規定する合計所得金額」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。）」を加え、同項第7号中「82,080円」を「87,690円」に改め、同項第8号中「85,500円」を「91,350円」に改め、同号ア中「190万円」を「200万円」に改め、同項第9号中「102,600円」を「109,620円」に改め、同号ア中「190万円」を「200万円」に改め、同項第10号中「119,700円」を「127,890円」に改め、同項第11号中「136,800円」を「146,160円」に改め、同項第12号中「143,640円」を「153,460円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

第12条第3項中「若しくはハ」を「若しくはニ」に、「若しくは第4号ロ又は第10条第1項第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ若しくは第9号イ」を「、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第10条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イ」に、「第4号まで又は第10条第1項第5号から第9号まで」を「第5号まで又は第10条第1項第6号から第11号まで」に改める。

第26条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

付則第10項中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

付則第11項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改め、同項の表中

「

旧介護保険法第108条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の変更の申請に対する審査	1件につき25,000円
---	--------------

を

」

「

旧介護保険法第108条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の変更の申請に対する審査	1件につき25,000円
旧介護保険法第115条の35第3項の規定による介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについての調査	1件につき19,000円

に

」

改める。

別表中第18号を第22号とし、第17号を第21号とし、第16号を第19号とし、同号の次に次の1号を加える。

(20)	法第115条の35第3項の規定による介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについての調査	1件につき19,000円	
------	--	--------------	--

別表中第15号を第18号とし、第14号を第17号とし、第13号を第16号とし、第12号の次に次の3号を加える。

(13)	法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請に対する審査	1件につき63,000円	
(14)	法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）の申請に対する審査	1件につき33,000円	
(15)	法第108条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の更新の申請に対する審査	1件につき33,000円	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第12条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

(保険料率に関する経過措置)

- 2 改正後の北九州市介護保険条例の規定にかかわらず、平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率については、なお従前の例による。

北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第30号

北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年北九州市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に、「及び第24条の9第2項」を「、第21条の5の19第2項及び第24条の9第3項」に改め、「第24条の10第4項」の次に「及び第24条の13第2項」を加え、「第21条の5の15第3項」を「第21条の5の15第4項」に改める。

第7条中「指定障害児通所支援事業者等」の次に「（居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援に係る指定障害児通所支援事業者等を除く。次条第2項において同じ。）」を加え、「（次条及び第9条において「通所支援事業者等」という。）」を削る。

第8条第1項中「、通所支援事業者等」を「、指定障害児通所支援事業者等及び基準該当通所支援の事業を行う者（この項及び次条において「通所支援事業者等」という。）」に改め、同条第2項中「通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者等及び基準該当通所支援の事業を行う者」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。